

ヘルプマークサポーター制度（仮称）について（案）

【背景】

- 平成29年8月 ヘルプマーク導入
 - ・ヘルプマークの普及啓発
 - 〔 障がい者関係団体、県・市町村窓口においてストラップを無償配布
チラシ、ポスター等の市町村、関係機関等への配布及び街頭啓発、広報等の実施 〕
 - ・実績：ストラップ配布：29,879個（開始後からH30年度末までの累積数）
 - ・市町村においても住民の障がい者への理解促進のための啓発を行うとともに、障がい者への声掛けや手助けを促進する取組みを実施。（大垣市障がい者サポーター制度H29.1～）



【今後の展開】

- ・ヘルプマーク（ストラップ）の作成、配布及び普及啓発活動を継続して実施する。
- ・更に、県民へ研修を実施し、障がいの特性や配慮を理解し、障がい者（ヘルプマーク所持者）に対する声掛けや手助けを実践する人を、ヘルプマークサポーターとして認定する「ヘルプマークサポーター制度」を実施する。

【主な内容】

■目的

県民一人ひとりが多様な障がいへの理解を深め、障がい者（ヘルプマーク所持者）へ声掛けや手助け及び必要とする方へヘルプマークの紹介などを行うことにより、障がい者が生活しやすい社会環境づくりを推進する。

■概要

○ヘルプマークサポーター研修

- ・研修方法：既存の研修等の活用により実施（案）

〔 障害者差別解消推進員研修（県職員対象者：毎年4月実施）
岐阜県障がい者差別解消支援センターが実施する差別解消法研修
げんさい楽座(清流のくにぎふ防災・減災センター主催 毎月1回開催)
発達障がいサポーター養成研修（H30：17回実施） 〕

- ・対象：上記研修受講者
- ・内容：①様々な障がいの特性
②障がいのある方が日常生活で困っていること
③その時に必要な配慮等について

○研修実施時に、ヘルプマークサポーターとして協力依頼のうえ認定し、カードを交付



- ・認定行為はカード配布※のみで、氏名、住所、連絡先等の個人情報は取得しない。
- ※令和元年度 2,000部作成予定

■スケジュール（予定）

- ・サポーターカード作成 - 9月中旬～10月中旬
- ・サポーター制度開始 - 11月